

2022  
12  
December



# CLIENT



No.365

## 弊法人からの連絡事項

- ・院長の確定申告スケジュール

P1・2

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・後期高齢者医療制度の変更について

## 弊法人からの連絡事項

- ・配偶者等の確定申告

P5

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・贈与について

- ・住宅ローンと借り換えについて

P6

P4

## 医療トピックス

- ・ものづくり補助金  
～ 保険診療等事業が対象外に～

P7

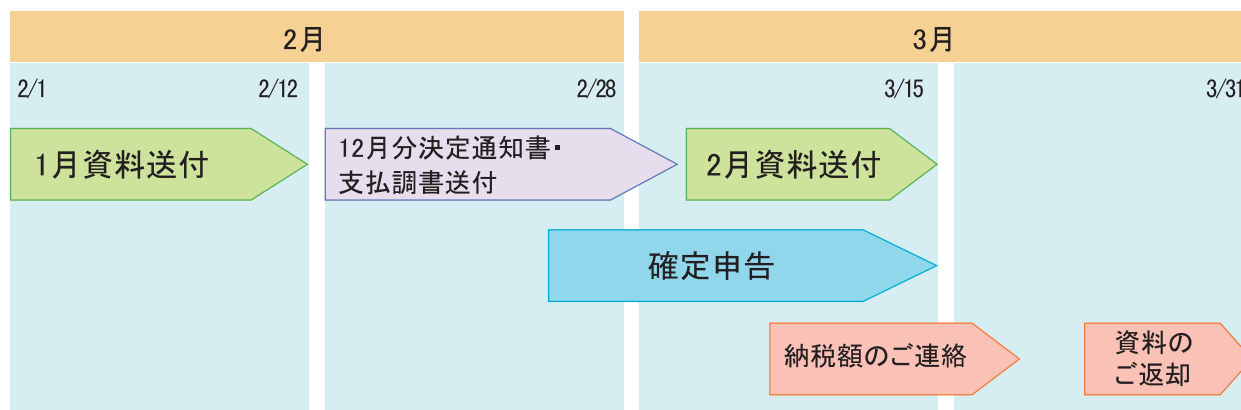


誠に勝手ながら、弊法人は12月29日(木)から1月4日(水)を  
年末年始休業期間とさせていただきます。  
1月5日(木)からは、通常の営業となります。  
期間中、皆様にご迷惑をおかけしますが  
何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

## 院長の確定申告スケジュール

### スケジュール

2022年度の確定申告(2023年3月15日(水)提出期限)までのスケジュールは下記のようになります。資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



### 2022年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中旬に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊社法人へお送りください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税でお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月24日(月)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。</li> <li>● やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、<b>2023年3月15日(水)</b>です。</li> <li>● 消費税の振替納税日は、4月27日(木)です。</li> <li>● クレジット納付の場合、利用代金の引き落とし日は、カード会社により異なります。</li> </ul>	

次頁へ

2022年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告書の内容説明	3月22日(水)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より
確定申告内容の訂正	<p>申告期限(2022年分は、2023年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気づきの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。(期限後の訂正は原則としてペナルティが課されますが、その場合でも必ずご連絡をお願いします。)</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気づきの点や疑問点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	確定申告書等は、3月22日～3月31日までに原則レターパックにて送らせていただきます。	3月下旬
確定申告の費用	<p><b>個人の医院・クリニック</b></p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円(新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p><b>配偶者・両親等の申告</b> → <b>費用は3ページ</b></p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p><b>法人の医院・クリニック</b></p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

※記載している情報は2022年11月1日現在のものです。

配偶者・両親等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご希望の場合は12月中にご連絡ください。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■ 申告までの流れ



■ 配偶者・両親等の確定申告に関する費用一覧

(税込)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を 一にしている親族	生計を一に していない親族
申告基本料		22,000円	33,000円
給与所得のみ ※ 住宅借入金等 特別控除	2カ所まで 3カ所以上1カ所増すごとに	5,500円 1,100円	8,800円 1,100円
	<b>所得控除</b> 寄附金1カ所ごとに	550円	550円
	<b>医療費控除</b> 領収書30枚以上は1枚ごと	2,200円 55円	2,200円 55円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
不動産所得等		別途有料	別途お見積り
譲渡所得等		別途有料	別途お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 11,000円  
2年目以降 5,500円

配偶者・生計を 一にしている親族	先生の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

先生が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,300円

**Question**

5年前から毎年100万円ずつ親からの贈与を受けています。非課税枠内での贈与について制度がなくなるのではという話を聞いたのですが、どうすればよいのでしょうか。

**Answer**

贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。

「暦年課税」に認められている110万円の基礎控除枠、いわゆる【110万円贈与】は数ある生前贈与のなかで唯一、何の条件も必要とせずに贈与税がかからない制度です。長い時間をかけ次世代に財産を移転する定番の手段となっていました。



2020年の21年度税制改正大綱に「資産移転の時期に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」と明記されたことで【110万円贈与】が廃止されるのではとの見方が広がりましたが、今年に入ってから今後も継続される方針がほぼ固まりました。

しかし、相続税などにより財産を取得している場合は死亡前数年以内の贈与を相続財産として扱う『持ち戻し』の期間を延長する案が浮上してきました。現行の相続前3年を海外に合わせ10～15年にするのではなかと言われてしています。

贈与持ち戻しの期間	
日本	相続前3年間
イギリス	相続前7年間
韓国	相続前10年間
ドイツ	相続前10年間
フランス	相続前15年間
アメリカ	相続前全期間

アメリカでは期間が特に長く、生涯発生した贈与について相続時には相続財産に繰り入れることになっています。

今回ご相談のケースでは、引き続き【110万円贈与】をしていただくことが可能です。しかし、今後『持ち戻し』期間が延長となった場合は、相続前最大15年分が相続財産となるかもしれないと認識していただく必要があります。

今後の相続税対策を考えるにあたり、長ければ15年後を見据え贈与を進めておく必要があります。

「相続なんてまだ先の話だから」「15年後？働き盛りですよ」と今は余裕があっても、いざ相続が発生してからでは遅いのです。

15年間の【110万円贈与】が無効にならないよう早めの対策をお勧めします。



日本クレアス税理士法人では事業承継や相続対策などの支援を行っております。お気軽に担当までお問い合わせください。

Question

2022年10月1日より75歳以上の方の医療費の窓口負担割合が変更になると聞きました。変更点と  
 医院・クリニックでの対応を教えてください。

Answer

■制度の変更点

2022年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または  
 「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

75歳以上の方で一定以上所得のある患者様は、現役並み所得者（3割負担）を除き、自己負担  
 割合が「2割」になります。

■制度の概要

①対象となる患者様

75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。  
 尚、全国の後期高齢者医療の被保険者全体の内、約20%の方が対象です。

②負担を抑える配慮措置

2022年10月1日から2025年9月30日までの間は、2割負担となる方について、  
 外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円まで  
 に抑えます。



■医院・クリニックの対応

①被保険者証の自己負担割合、有効期限にご注意ください。

2022年度は、後期高齢者の方の保険証が、2022年7月と2022年9月に2回交付されます。  
 2022年7月交付のものは2022年9月末期限です。

②負担を抑える配慮措置について

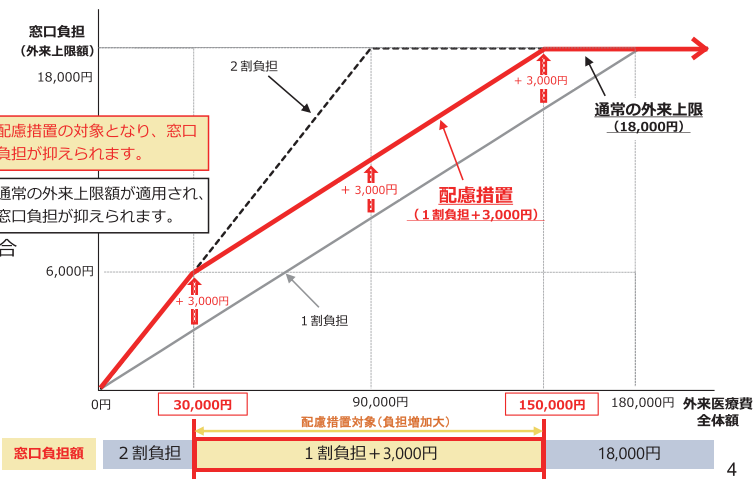
同一の医療機関での受診で、配慮措置による窓口負担の上限額に達した場合には、**上限額以上、  
 患者様の方から窓口負担をお支払い頂く事はできません。** 後期高齢者医療においては、窓口  
 負担割合が2割の方で、1か月の外来の診療報酬点数が3,000点～15,000点の方は配慮措置の対象  
 になりますので、窓口負担額をお間違えにならないよう注意してください。

出典：「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項（説明資料の提供等、配慮措置  
 の導入に伴うレセプトコンピュータ等の改修及び診療報酬明細書の取扱い等）について」

外来医療費 全体額	1ヶ月の外来の 診療報酬点数 (合計)	窓口負担額 (合計)
～3万円	～3,000点	2割負担
3万円 ～15万円	3,000 ～15,000点	1割負担 +3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円



## Question

現在、住宅ローンの借り換えを検討していますが、2022年の制度改正後も控除は適用になりますか。

## Answer

住宅ローン控除制度とは、住宅ローンを借りる際に支払う金利負担を軽減するために設けられた減税制度です。2022年1月に制度改正がありましたので、詳しい改正内容についてはCLIENT2022年4月号をご参照ください。

現在返済中の住宅ローンを、より条件の良い他行の住宅ローンに借り換えたいと検討することはよくあります。借り換えた場合でも引き続き住宅ローン控除を適用することは可能ですが、注意が必要です。

### ■住宅ローンを借り換えた場合

2021年12月31日以前に住宅を購入し住宅ローン控除の適用を受けていた人が、2022年1月1日～12月31日までの間に住宅ローンを借り換えた場合、下記の要件をすべて満たせば引き続き住宅ローン控除を適用することができます。

- ①「当初の住宅ローン等の返済のためのものであること」が明らかであること
- ② 10年以上の償還期間であること
- ③「住宅借入金等特別控除の対象となる要件」に当てはまること。

### 「住宅借入金等特別控除の対象となる要件」とは

2022年1月1日～12月31日までの間に住宅ローンを借り換えた場合に、引き続き住宅ローン控除の適用を受けるために必要な各種要件【合計所得、住宅の床面積、控除対象となる借入限度額など】は、**住宅を購入し住宅ローン控除の適用を受けた当時の要件**を満たしている必要があります。  
2022年に改正された要件ではありません。

### 住宅借入金等特別控除を受けられる年数

住宅ローン控除を受けられることができる年数は、最初に住宅ローン控除適用となった時の要件で決められた期間です。住宅ローン等の借換えによって延長されることはありません。

### ■2021年12月31日以前から住宅ローン控除を受けている場合（借り換えなし）

既に住宅ローン控除の適用を受けている方は、今回の制度改正の影響はありません。控除率もこれまでどおり、**1.0%の適用**を受けることができます。



### ■住宅ローン控除を受ける際の手続き改正（2023年以降）

2023年1月1日以降に入居した人が2024年1月1日以後に確定申告・年末調整を行う際、確定申告や年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける際に必須だった借入金の年末残高証明書の提出が不要となります。

ただし、既に住宅ローン控除を受けている方や2022年中に入居した方は、**今後も年末残高証明書の提出が必要**ですので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に担当までお問い合わせください

～ 保険診療に関わる申請が **対象外** となりました ～  
 ～ 自由診療のみの機器と認められれば引き続き対象となります ～  
 (事業計画により判断されます)

ものづくり補助金は、個人歯科医院・個人クリニックの先生方には有用な補助金としてご活用された事例もありましたが、現行の第13次締切分より「診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用し得るもの」は該当しないと、公募要領に要件として明記されました。

### ■ものづくり補助金とは

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善をおこなう為の設備投資等を支援する制度です。

これまでCAD/CAM、CT、マイクロスコープ等での申請事例がありました。

- ・付加価値額を年率平均3%以上増加すること
- ・給与支給総額を年率平均1.5%以上増額すること
- ・事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

の3つの要件をすべて満たした事業計画が必要とされ、採択率は60%前後と厳しいものでした。

医療法人は、従来から対象者ではない旨が明示されています。医療法の規定に基づいて設立されており特別法によって設置されている特殊法人たる医療法人については、中小企業や小規模事業者の支援という補助金の目的に合わない為です。



### ■その他の補助金

今後、設備投資する際に活用し得る補助金としては

- ・IT導入補助金
  - 個人事業主、医療法人を問わず活用できます。
- ・事業再構築補助金
  - 新分野展開や事業再編といった事業再構築が目的なので「導入する設備やソフトウェアを使った新しい治療サービスの提供に寄与する費用」であることが必要となります。
- ・事業承継・引継ぎ補助金
  - 医院・クリニックの承継やM&Aにかかる費用の一部を補助する制度です。医療法人は申請できません。



補助金申請については弊法人グループにてサポート可能なものもございます。  
 お気軽に担当までお問い合わせください。

## 日本クレアス税理士法人 医療事業部

### CLIENT 365 号

■発行日：2022年12月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



### ▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階  
 電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/高崎/富山/千葉/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人